

第2回 上牧町まちづくり基本条例検証委員会 議事録

【日時】平成30年8月31日 午前9時30分～午後0時00分

【場所】上牧町役場 3階 委員会室

【出席委員】

区分	氏名	所属等
学識経験者	新川 達郎	同志社大学大学院 教授
住民	井尻 常正	
	西田 久美子	
	藤村 安則	
町議会議員	遠山 健太郎	上牧町議会議員
	東 充洋	上牧町議会議員
町職員	西山 義憲	上牧町 副町長
	阪本 正人	上牧町 総務部長

【欠席委員】中川副委員長、小林委員、吉田委員、土山委員

【事務局】政策調整課 中川理事（事務局長）、俵本課長補佐、日高係長、大坪主査、吉田主事

【傍聴者】2名

【次第】1・開会

2・議題（1）検証委員会開催スケジュールの変更について

議題（2）条例の検証について(第4章・第5章)

3・その他

4・閉会

【議事】

1・開会

事務局から、欠席委員はいるが出席委員が過半数のため、会が成立していることの説明がある。

事務局から、前回の委員会で検討するとされていた『「内部検証資料」を参考資料から正式な資料へと扱いを変更する』ことについて、「内部検証資料」はあくまで内部検証のための資料であるので、引き続き参考資料扱いとすることが回答された。

同様に前回の委員会で事務局が精査するとしていた『主な取組内容の記載方法』について、取組内容の分野と条例施行前後いつから取り組んでいたのかを記載すると回答された。

2・議題（1）検証委員会開催スケジュールの変更について

事務局から、前回案内済みの開催スケジュールを変更することが説明される。

事務局から、前回検証した内容は修正後に別途委員会へ報告することが説明される。
委員会はスケジュールの変更が今後もありうることを確認した。

議題（２）条例の検証について（第４章・第５章）

①第４章第１１条 町長の責務

藤村委員から、すでに広報かんまきで取組状況及び評価が公表されているが、公表されてしまっている内容について、この委員会で何を検証したらよいか、変更は可能なのかと質問があがる。

事務局は、広報で公表したものは条例第９章第３７条の町は条例の取組状況を発表しなければならないとされていることを実施したものであり、委員会は第３８条の条例の内容に見直しが必要か検討する場であるとし、広報掲載内容と委員会の検証結果は別であるので、委員会検証結果は別途公表すると回答した。

委員会は条例改正の必要性については不要と結論した。

②第１２条 職員採用等

藤村委員から、公募を原則としているが、結果が公表できていないとあり、資格条件が理由で公表できていないのであるなら、条文を改正して「ただし、資格を要する職はその限りではない」というようにしてはどうか、明記できるのであれば条文改正ではなく逐条解説等への記載でもかまわないと意見があがる。

東委員から、臨時職員の応募は目にする一方で、結果については公表されていないが、住民生活に重要と思われる保健師のような職員の採用については、公表することが安心につながり、財政面からも臨時職員の予算確保は大事なので公表してほしいと意見があがる。

事務局は、臨時職員に関しては現在各担当が必要な時期に必要な人数を募集採用しており、人事担当は一括管理していないが、平成３２年度からは制度改定もあり、将来的には一括管理して採用結果を公表すると回答した。

井尻委員から、地方公務員としての職員研修は県主催の研修があるが、各専門分野の研修はどのようにしているかと質問があがる。

事務局は、県主催の研修の中にも税や工事等の専門的な内容の研修があり、自主的に参加の場合と、人事から参加要請する場合の両方の場合があると説明があった。

委員会は透明性を確保することを条件に、条例改正の必要性は不要であると結論した。

③第１３条 執行機関の責務

藤村委員から、行政評価は客観的に行わなければならないが、内部検証結果は客観的といえるかと質問があがる。

事務局は、内部検証では自己評価に具体的な数字等を用いて評価を行い、その後、部長級で評価を行うが、町ではこの内容では客観性があるとは言い切れないが、客観性はこの委員会での検証によって担保できると考えると回答した。

藤村委員から、委員会での検証は今回が初めてであるが、今後行うのであれば今後の方

針の欄にそのことを記載してはどうかと意見があがる。

事務局は、これまでの評価方法と今回の検証方法との結果を見て、今後の評価方法について検討するとした。

藤村委員から、広報の文字は小さいが住民へ内容は伝わっているかと意見があがる。

事務局は、広報は紙面が限られているのですべての条件を満たすことは難しいが、うまく伝わるように工夫をしていくと回答した。

遠山委員から、第 2 項における多様な参画制度について、審議会等の委員公募において多様な年齢を募集していることは十分な取組内容の成果といえるので、そのことを記載してはどうかと提案される。

西田委員から、ペガサスホールの貸館業務について、現在の取組と今後の取組についてどのようになっているかと質問がある。

事務局は、担当者不在のため具体的な回答は難しいが、中央公民館等での貸館と利用については文化教室を開催して利用を増やし、体育館ではニーズに沿ってこれまでしていなかった半面貸しを始めて、より多くのかたが利用しやすくなるよう努力を行っており、ペガサスホールについても同様にニーズに沿えるよう努力を行っていると回答した。

委員長は、次回委員会で補足回答をするように指示をした。

委員会は条例改正の必要性は不要であると結論した。

④第 14 条 町職員の責務

藤村委員から、「日程の確保が難しく研修内容の共有が課題」として、その改善策が「内容を共有する」では改善できないのではないかと指摘がある。

事務局は、職務内容によっては部署全員で研修を受けることが難しいことが、その際には課長等の代表者が報告を行って共有を図る等が改善策であると示した。

東委員から、人事評価制度についてすでに評価を行ったか質問があがる。

事務局は平成 29 年度に評価を行い平成 30 年度についても行っているところであると回答した。

東委員から、公務員は売上が見える職業とは異なり、評価が難しいので人事評価制度によって効果が上がるかは今後の検証の対象であると意見があがる。

事務局は、評価者向けの研修を行うことで評価の個人差が無いように、制度が職員のスキルアップになるように努力していくと回答した。

委員会は条例改正の必要性は不要と結論した。

⑤第 15 条 法令遵守等

遠山委員から、第 2 項はコンプライアンス条例を作成する意図で策定したが、条例ができていないので第 2 項はC評価であると指摘がある。

事務局は、コンプライアンス条例はできていないが、法令遵守はできているのでAとしたが意見を踏まえて評価はBへ変更し、コンプライアンス条例の作成についても検討するとした。

遠山委員は、コンプライアンス条例についての記載が無いので、条例策定時の委員会が事務局へ意図を明確に伝える必要があったと意見した。

事務局は、条例主旨の理解が不十分であり、当時の職員に確認する等で主旨を確認して進めていく回答した。

委員会は条例改正の必要性は不要だが、第 2 項については条例策定の実現がされていなく実現方法の検討を要するとした。

⑥第 16 条 組織の編成

東委員から、全職員に職種に関する希望調書を取り、各個人が希望する職種、考え方を考慮して人員配置をしてはどうかと意見があがる。

事務局は、希望調書の取得は過去に 1 回あったが、希望職種が集中すると配置が難しくなるので結局、人事が適切な配置をすることになると説明した。

遠山委員から、経験値が低く円滑な実施に課題とあるが、今後の方針ではどのように改善するかの記事が無いと指摘があがる。

事務局は、特別な記載は無いが、条例や計画結果の内部検証の実施が職員間での情報共有につながり課題解決につながる一例であると回答した。

遠山委員から、部局横断の調整役として政策調整課の名前ばかりがあがることを課題として、解決してはどうかと意見があがる。

事務局は、部局横断の調整を行う部署であるが、必要に応じて他部署でも担当してもらおう等に対応していきたいと回答した。

委員会は条例改正の必要性は不要と結論した。

⑦第 17 条 危機管理

藤村委員から、マニュアルの公表ができていないと課題がありながら A 評価としていると指摘がある。

事務局は、公表できていないマニュアルは学校で使用する地震台風等への危機管理マニュアルであり、すでに作成は済んでおり、教育もしていると説明した。

遠山委員から、学校の危機管理マニュアルの内、防犯に関しては公表すべきではないと意見があがる。

委員長から、自然災害に関しては公表しても良い、防犯に関しては公表しなくても良いと意見があがる。

事務局は、担当部署はマニュアルを公表すると考えているようなので、意見を担当部署に伝えるとした。

藤村委員から、ため池等の決壊について新たな問題が出てきている中で、現在は有効性に欠けているハザードマップの見直しをすると聞いたが、どのような内容か、避難所の種類は統一されるのかと質問が出る。

事務局は、ハザードマップや避難所運営等を含む防災の手引きという形で今年度作成、平成 31 年度に全戸配布を考えていると回答し、避難所については地震や水害等の災害別で表

を作り、ハザードマップについては土砂災害用だけであったが、水害も考慮したものを作成する予定だと説明した。

藤村委員は、ハザードマップを作成する場合は障がい等があっても実際に避難所等にたどり着けるかという問題もあるので十分に検証して作成してほしいと意見をのべた。

井尻委員から、防災全般に関することは総務課担当だが、ため池や農業用水路の担当は別の課であるので、災害の際には課を横断するような体制で動いてほしい。また、地域特性が異なる自主防災組織は設立されているので、町全体でそれぞれの地域の特性を生かし、補完できるようにしてはどうかと意見があがる。

事務局は、自然災害への対応は地域防災計画をもとに部署横断的な対応はできていると回答し、自主防災組織については総務課が応援体制をとると回答した。

西田委員から、ペガサスホールには危険箇所があり、その対応策が危険箇所を把握してもらうことで危険が減るとなっている。1,000人が集まる施設であり、危険箇所自体を減らす改善を行うべきではないかと意見があがる。

事務局は、担当者に確認して報告すると回答した。

委員会は条例改正の必要性は不要と結論した。

⑧第18条 総合計画等の策定

遠山委員から、第2項がB評価の理由は検証等の実施期日前の事項ができていないことか、今後の実施の際に町民参画機会が図られるのであればA評価で良いと指摘があがる。

事務局は、委員の指摘通りであるので評価については再考するとした。

委員会は条例改正の必要性は不要と結論した。

⑨第19条 説明責任

遠山委員から、広報かんまきはリニューアルもして努力しているが、評価は受取手次第で変わるのでA評価を取ることは難しいと意見があがる。

藤村委員から、町民は広報からの情報入手が多いと考えているが、情報入手の手段の1つとしてホームページはどうかと質問がある。

事務局は、ホームページの閲覧数について平成29年度約110,000件、平成29年度約145,000件と増加し、スマートフォンの普及も含めてホームページからの情報入手機会は多くなってきており、またホームページ以外でも情報発信を考えていくと回答した。

委員会は条例改正の必要性は不要と結論した。

⑩第20条 応答責任

遠山委員から、第2項の条例が策定されておらず、検討中とあるが、どの程度の進捗状況かと質問があがる。

事務局は、実際の検討に至っておらず、これから検討する状況であると回答した。

遠山委員から、コンプライアンス条例とともに公益通報制度を近隣市町村では作成しているの上牧町でも策定してほしいと意見があがる。

藤村委員から、条文に記録を作成するとあるが実際に記録はあるかと質問があがる。

事務局は、条例は無いができるところから実施しており、問合せについては各担当で把握し、個々に回答することになっている。

藤村委員は、各担当で把握するだけでなく、どこかで取りまとめをするべきで、条例を迅速に策定するべきであると指摘を行った。

委員会は条例改正の必要性は不要、ただし条例に従う制度整備を強く促すと結論した。

⑪第 21 条 財政運営及び制度の運営

委員から特に意見無く結審する。

委員会は条例改正の必要性は不要と結論した。

⑫第 22 条 予算編成、執行及び決算

委員から特に意見無く結審する。

委員会は条例改正の必要性は不要と結論した。

⑬第 23 条 財産管理

遠山委員から、固定資産台帳の整備ができたとあるが、取組期間 5 年間について適正であったか？個別施設計画ができていない段階で A 評価かは適当と質問があがる。

事務局は、固定資産台帳は昨年から実施で、5 年間でみると A 評価は難しいかもしれない。個別施設計画ができれば、今後の財政計画が立てやすくなると回答した。

委員会は条例改正の必要性は不要だが、評価については検討することと結論した。

⑭第 24 条 財政状況の公表

藤村委員から、参加者が多ければ評価となるのでタウンミーティングの参加人数について質問があがる。

事務局は、町長就任後約 90 回実施した、人数についての資料が手元にないので後日回答をすとした。

委員会は条例改正の必要性は不要と結論した。

⑮第 25 条 行政評価

遠山委員から、客観的行政評価の“客観的”とその“評価”という表現の考え方について確認がある。

藤村委員は、客観的とは I S O や J A B E E といった第 3 者が評価するという考え方で、この委員会の評価が第 3 者の評価といえる。第 3 者が評価していない毎年の分についてどのように考えるかは検討する必要があると説明した。

遠山委員から、総合戦略や総合計画、中長期財政計画については客観的といえる。また、取組内容の表現について、条文の趣旨が客観的という言葉に強く意識しているので、単に“評価”ではなく“客観的評価”という表現ではどうかと提案がある。

事務局は、過去には P D C A サイクルの中で評価がうまくできていないものもあったが、総合戦略や第 5 次総合計画では実施者以外の第 3 者評価を行うようにしていると回答した。

藤村委員から、I S O では内部監査結果を外部監査機関にみてもらう方法があり、その際には内部監査員は講習を受け試験を受けて資格取得してから内部監査を実施するという一

例があがる。

事務局から、情報セキュリティ監査については、研修を受けた職員が内部監査を行い適切な評価を行えるようにしていると説明する。

藤村委員は、内部監査研修は評価できるので記載し、A評価にしてはどうか、検査結果を付表することができればより良いと意見した。

遠山委員は、冷静な評価であることは重要で、実施者以外の部長級が評価を行っていることは冷静な評価といえるが、結果の公表ができていないならB評価、公表できているならA評価であると意見した。

委員会は条例改正の必要性は不要と結論した。

⑩第26条 個別外部監査

委員長から、重要な条であったが利用実績が無く残念と意見があがる。

遠山委員から、請求が無かったとあるが、第1項の町は必要に応じて監査できるという請求も5年間なかったかと質問があがる。

事務局は5年間で請求が無いと回答した。

遠山委員は、各項で無いという記載にしてはどうかと意見した。

委員会は、今後、請求が活発に行われるよう周知を行うように要望し、条例改正の必要性は不要と結論した。

3・その他

スケジュール

次回委員会は10月10日水曜日の午前とすることが決定した。

4・閉会

以上